

じゅうたくよう か さいけいほう き
住宅用火災警報器

**付いていますか
点検していますか**



藤沢市消防局

予防課 0466-50-8249 南消防署管理課 0466-27-8181 北消防署管理課 0466-45-8181

予防課ホームページ <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/yobou/bosai/shobo/yobo/kehoki.html>

総務省消防庁ホームページ https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/qa/

住宅用火災警報器の設置場所など詳細はこちらから➡



なぜ住宅に火災警報器が必要なの？

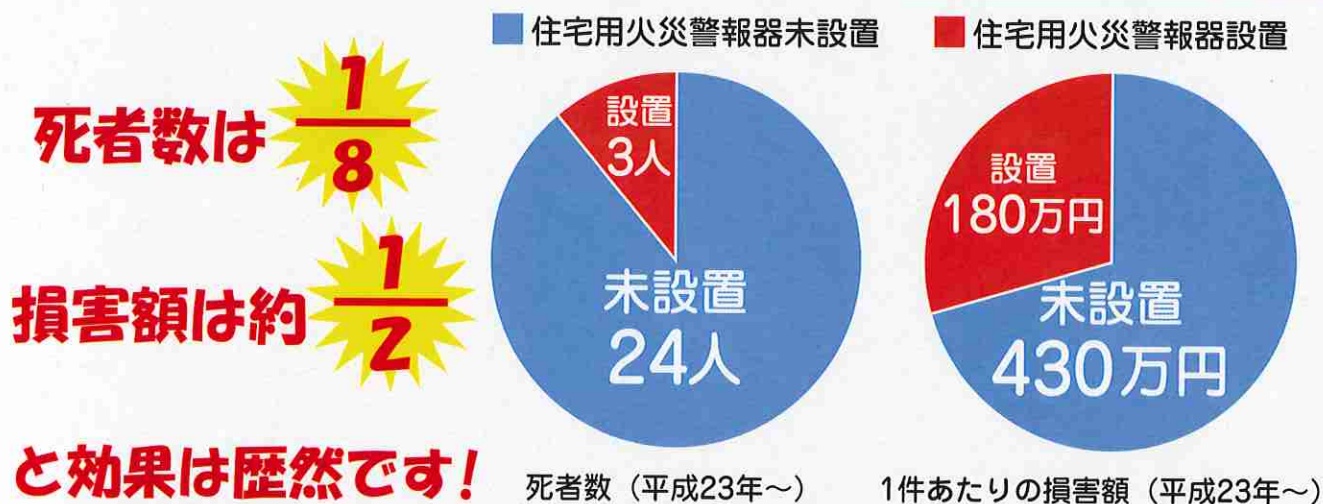
全国の住宅火災による死者数のうち**約半数**が逃げ遅れによるものです。また、**死者の7割以上**が65歳以上の高齢者で、高齢化の進展に伴い、さらなる増加が懸念されます。

このことから、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

設置による効果

市内での住宅用火災警報器の設置率は**84.1%**です。

火災から大切な人の命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。



※数値については、藤沢市消防局のデータに基づき算出しています。

住宅用火災警報器はどこに設置すればいいの？

住宅用火災警報器（煙を感知するタイプ）の設置場所は、**寝室**です。寝室が2階などにある場合は、**階段にも設置が必要です**。また、火災発生リスクの高い台所にもできるだけ設置しましょう。（台所には、**熱を感知するタイプ**の火災警報器を設置しましょう。）複数の火災警報器を設置する場合は、「連動型」と呼ばれるタイプがおすすめです。1か所で火災を感知するとすべての警報器が作動して、火災を早期に知らせます。高齢の方、目が不自由な方には、音声や光、振動、匂い等で火災を知らせる補助警報装置の増設をおすすめします。



定期的に点検をしましょう

定期的に警報器が鳴るかどうかテストをしましょう。点検の目安はひと月に**1回程度**です。

●テストの方法

警報器本体のひもを引く、または表面のボタンを押すことで簡単に点検ができます。（テストの音はすぐ止まります）

●動作しない場合

テストをして音が鳴らない場合は、電池切れや故障の可能性があります。設置しておよそ**10年**が交換の目安です。電池切れや故障状態では火災を有効に感知できません。古い警報器は新しい警報器に取り替えましょう。

不適切な訪問販売などに注意してください！

消防職員や点検業者などを装って、警報器の点検や設置を勧める業者には注意してください。おかしいと感じたら、藤沢市消費生活センター（0466-50-3573）にご相談ください。

※住宅用火災警報器は、資格者による点検義務はありません。ご自身で維持管理をしましょう。